

## 熊本市「マイボトル協力店」登録実施要綱

制定 令和6年9月9日環境局長 決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、市民に対し、マイボトルの利用、プラスチックごみの排出抑制及びプラスチックの資源循環に対する意識を醸成するため、水筒、タンブラー、蓋付きマグカップその他の繰り返し飲料を充填できる容器(以下「マイボトル」という。)に飲料を提供する熊本市内の店舗を「マイボトル協力店」(以下「協力店」という。)として登録し、協力店及び協力店での取組を広く紹介するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (登録の要件)

第2条 店舗の代表者又はそれに準ずる者(以下「事業者」という。)は、次に掲げる要件を満たす場合に協力店として登録できるものとする。

- (1) 本市域内で水、コーヒー等の飲料を、有償・無償を問わず、利用者から渡されたマイボトルに提供するサービスを行う事業を営む者であること。
- (2) 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員又は第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

( 協力店の取組内容 )

第 3 条 協力店は、次の各号に掲げる項目に取り組むものとする。

- (1) 前条第 1 号に定める登録の要件を積極的に実践すること。
- (2) 本市が実施するマイボトル利用に関する取組及び調査に協力すること。

( 協力店の紹介 )

第 4 条 市は、協力店の名称、所在地、連絡先、取組内容その他必要な事項(以下「店舗情報」という。)について市ホームページ等で周知するものとする。

( 登録の申込みの手続 )

第 5 条 協力店として登録を希望する事業者は、マイボトル協力店登録申込書(様式第 1 号。以下「申込書」という。)を市に提出するものとする。

- 2 市は、申込書の内容が第 2 条で規定する要件に適合していると認める場合は、協力店として登録するものとする。また、事業者が提出した申込書の情報を申込者名簿に記載するとともに、申込者に対してポスター、ステッカー等の啓発物を交付するものとする。

( 登録の変更 )

第 6 条 事業者は、申込書に記載した内容に変更が生じた場合、新たに店舗の追加登録を希望する場合又は協力店登録の削除を希望する場合は、マイボトル協力店登録内容変更

届（様式第2号。以下「変更届」という。）を速やかに市に提出するものとする。

（市による登録の削除）

第7条 市は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を削除し、市ホームページ等の掲載情報から削除するものとする。

(1) 事業者から前条に定める変更届の提出において、協力店登録の削除の求めがあったとき。

(2) 第2条に掲げる要件を満たさなくなったことを市が確認したとき。

(3) 登録された全ての連絡手段が不通となったとき。ただし、自然災害等のやむを得ない場合を除く。

(4) 協力店が信用を失墜する行為を行う等、協力店として適当でないと市が判断したとき。

（登録を削除された店舗による啓発物の掲示）

第8条 登録を削除した又は市により削除された協力店は、市が交付したポスター、ステッカー等の啓発物の掲示を行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年9月9日から施行する。